

一般廃棄物処理施設の維持管理計画（1号炉）
 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則 第4条の5）

2014年11月改定

| 項目 | 維持管理の技術上の基準 | 維持管理の技術上の基準への対応 |
|-----|--|---|
| 一 | 施設へのごみ投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。 | 自動燃焼制御により、目標焼却量に応じてごみを焼却するため、施設の処理能力を超えることはありません。また、ごみの焼却量はごみクレーンの荷重計で計測し、クレーンによるホッパへの投入毎、1時間毎、1日毎の焼却量を把握します。 |
| 二一イ | ピット・クレーン方式によつて燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。 | ごみクレーンにより、ごみピットに貯留されたごみを十分混合・攪拌し、ごみの均一化を図ります。 |
| 二一ロ | 燃焼室へのごみの投入は、法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあつては外気と遮断した状態で行い、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。 | ごみホッパに投入されたごみ自身により燃焼室と外気を遮断します。また、ごみホッパ下部に設けたプッシャー式の給じん装置により、燃焼室内にごみを連続的に定量供給します。 |
| 二一ハ | 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。 | ごみ自身の燃焼熱（ごみ質低下時は助燃バーナーにより助燃）により、燃焼室ガス温度850℃以上、2秒以上（低質ごみ時2.27秒）確保します。 |
| 二一二 | 焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。 | 高性能空冷ストーカーを採用することにより、低空気比運転時にて常に焼却灰の熱灼減量を5%以下とします。 |
| 二一ホ | 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。 | 運転を開始する場合には、炉内にごみがない状態で助燃バーナーを使用し、炉出口温度を400℃付近まで徐々に昇温します。その後にごみの供給を行い、バーナ及び燃焼室空気にて、ストーカー上部（ごみ燃焼部）温度を速やか（※15～20min以内）に850℃まで上昇させます。 ※昇温時間はごみ質によります。 |
| 二一ヘ | 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。 | 運転を停止する場合には、急激な温度変化をさけるため、助燃バーナ及び再燃バーナを使用しつつ炉内温度を徐々に降下させ、また、同時にストーカー上に残る未燃物を完全燃焼させます。 |
| 二一ト | 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 | 燃焼室にはK型熱電対を設置して、運転開始時から十分に温度が低下する停止時までの間、燃焼室ガス温度を連続的に測定し、かつ、記録を行います。 |
| 二一チ | 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。 | 燃焼室の後段に廢熱ボイラ、エコノマイザ、脱気ヒータを設置して燃焼ガスの熱回収を行い、ろ過式集じん器入口ガス温度を200℃以下に冷却します。 |

| | | |
|-----|--|---|
| 二ーリ | 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(次のただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。 | ろ過式集じん器入口煙道にK型熱電対を設置して、運転開始時から十分に温度が低下する停止時までの間、ろ過式集じん器入口ガス温度を連続的に測定し、かつ記録を行います。 |
| 二ーヌ | 冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること。 | ボイラーテールエンド部にはハンマリング装置、エコノマイザ及び脱気ヒーター部にはスートブロー装置、ろ過式集じん器にはパルス式の逆洗装置を設置して、堆積したばいじんを除去します。 |
| 二ール | 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。 | 高度燃焼技術の採用により、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度を30ppm以下 (O ₂ =12%換算値、4時間平均)、100ppm以下 (O ₂ =12%換算値、1時間平均) とし、かつ100ppmを超えるピークを極力発生させないようにします。 |
| 二ーヲ | 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 | 煙突入口煙道に連続分析計を設置し、運転開始時から十分に温度が低下する停止時までの間、一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ、記録を行います。 |
| 二ーワ | 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。 | 高度燃焼技術の採用及びろ過式集じん器により、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度を0.1ng-TEQ/m ³ N以下 (O ₂ =12%換算値) とします。 |
| 二ーカ | 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。 | 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度は毎年1回、ばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物)は毎年6回測定し、かつ、記録を行います。 |
| 二ーヨ | 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。 | 生活環境影響調査結果及び燃焼系統物質収支に基づき、排ガス量及び有害物質等が下記の値を超えないものとします。 湿り排出ガス量：33,937m ³ N/h 乾き排出ガス量：26,696m ³ N/h 硫黄酸化物：25ppm (O ₂ =12%換算値) 窒素酸化物：50ppm (O ₂ =12%換算値) ばいじん：0.01g/m ³ N (O ₂ =12%換算値) 塩化水素：25ppm (O ₂ =12%換算値) ダイオキシン類：0.1ng-TEQ/m ³ N (O ₂ =12%換算値) |
| 二ータ | 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。 | 本処理施設では、排ガスの洗浄や冷却に水噴霧等を行っていません。 洗浄：乾式有害ガス除去装置 冷却：ボイラ、エコノマイザ及び脱気ヒーター |

| | | |
|----|---|--|
| 二一 | ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。 | ばいじんと焼却灰はそれぞれ別々のコンベヤで排出し、それぞれに設けた灰ピットに貯留します。 |
| 二二 | 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。 | 処理施設の火災及び爆発に対する危険のある設備については、消防法等の関係法令を遵守し、火災及び爆発の予防、避難に対し万全の対策をとれりよう計画します。ごみピット火災に対してはごみピットに放水ノズルを設置し、その他の火災については消火栓を設置します。 |
| 十 | ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。 | 通常運転時にはごみピット内空気を燃焼用空気として用いることにより悪臭物質を高温酸化処理し、休炉時にはごみピット内空気を脱臭装置で処理することにより悪臭物質を活性炭吸着除去します。ごみピット内の空気を常に吸引してごみピット内を負圧に保つことにより、ごみの飛散及び悪臭の発散を防止します。 |
| 十一 | 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。 | プラットホームとごみピットを仕切るごみ投入扉は気密性の高いものとし、害虫のプラットホームへの進出入の防止を図り、合わせて、発生の防止に努めます。また、プラットホームは毎日洗浄を行い、常に清潔に保ちます。 |
| 十二 | 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。 | 適切な減音対策及び防音対策を施すことにより敷地境界において騒音基準値以下とします。また、適切な防振対策を施すことにより敷地境界において振動基準値以下とします。 |
| 十三 | 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。 | 排水処理設備にて凝集沈殿＋ろ過処理を行い、公共下水道放流基準値以下とします。 |
| 十四 | 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。 | 定期的に機能検査を毎年1回以上行うとともに、3年に1回以上処理施設の機能状況、耐用の度合等について精密検査を行います。なお、通常の施設の点検については、日常点検、月例点検、年次点検を行います。また、ばい煙の検査については毎年6回、放流水水質については毎年1回の測定を行います。 |
| 十五 | 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。 | 平成19年4月から平成39年3月までの20年間は、藤沢市から運転委託された民間事業者による特別目的会社（SPC）が、施設の維持管理を行います。 |
| 十六 | 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。 | 施設の保守管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、原則として、10年間保存します。 |